

大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月27日

大和市長 大 木 哲

大和市条例第10号

大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年大和市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

（報酬等からの控除）

第12条 給与条例第5条の規定は、毎月報酬等を会計年度任用職員に支給する際について準用する。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。